

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	荒川区(1級地)
地域単価	10.9円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	753	821円	1,642円	2,463円	
要介護2	890	971円	1,941円	2,911円	
要介護3	1,032	1,125円	2,250円	3,375円	
要介護4	1,172	1,278円	2,555円	3,833円	
要介護5	1,312	1,430円	2,860円	4,290円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	678	739円	1,478円	2,217円	
要介護2	801	873円	1,746円	2,619円	
要介護3	925	1,009円	2,017円	3,025円	
要介護4	1,049	1,144円	2,287円	3,431円	
要介護5	1,172	1,278円	2,555円	3,833円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	657	717円	1,433円	2,149円	
要介護2	776	846円	1,692円	2,538円	
要介護3	896	977円	1,954円	2,930円	
要介護4	1,013	1,105円	2,209円	3,313円	
要介護5	1,134	1,236円	2,472円	3,708円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	436	476円	951円	1,426円	
要介護2	501	546円	1,092円	1,638円	
要介護3	566	617円	1,234円	1,851円	
要介護4	629	686円	1,372円	2,057円	
要介護5	695	758円	1,515円	2,273円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	416	454円	907円	1,361円	
要介護2	478	521円	1,042円	1,563円	
要介護3	540	589円	1,178円	1,766円	
要介護4	600	654円	1,308円	1,962円	
要介護5	663	723円	1,446円	2,168円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	荒川区(1級地)
地域単価	10.9円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
入浴介助加算(I)	40	44 円	88 円	131 円	
個別機能訓練加算(I)イ	56	61 円	122 円	183 円	
ADL維持等加算(I)	30	33 円	66 円	99 円	1月単位
ADL維持等加算(II)	60	66 円	131 円	197 円	1月単位
若年性認知症利用者受入加算	60	66 円	131 円	197 円	
口腔機能向上加算(I)	150	164 円	327 円	491 円	月2回まで
送迎減算	-47	-52 円	-103 円	-154 円	
サービス提供体制強化加算(II)	18	20 円	40 円	59 円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(5.9%)				
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.2%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.1%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
入浴介助加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○入浴介助を行った場合 ○入浴介助に関する研修を行った場合
個別機能訓練加算(I)イ	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
ADL維持等加算(I)	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとにLIFEを用いて厚生労働省に提出すること。加えて評価対象者のADL利得が1以上であること(1月当たり。)
ADL維持等加算(II)	ADL維持等加算(I)を満たしたうえで、ADL利得の平均値が3以上の場合(1月当たり。)
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
口腔機能向上加算(I)	看護職員等を1名以上配置して、利用者ごとの口腔機能改善管理計画を作成し、当該計画に従い看護職員等が口腔機能向上サービスを行った場合(2回/月まで)
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
サービス提供体制強化加算(II)	事業所において、前年度における、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合。
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

名称	内容	備考
食費	650円	
キャンセル料	利用日当日の朝8時30分までに右記の連絡先に連絡がない場合、650円(食事代)を徴収します。	03-5855-8511
通常の事業の実施地域 以外の利用者の交通費	別途、見積もり致します。	

(以下余白)